

## パートタイム・有期雇用労働法等説明会

「同一労働同一賃金」の実現に向けたパートタイム・有期雇用労働法が令和2年4月(中小企業の適用は令和3年4月)から施行されています。

また、女性活躍推進法等の一部を改正する法律により、女性活躍推進に係る行動計画策定の義務企業の拡大、パワーハラスメント防止措置の義務化、子の看護休暇及び介護休暇の時間単位の取得が施行されます(一部施行済み)。

島根労働局では、法に沿った雇用管理の取り組みを行っていただくため、説明会を開催いたします。

開催日時	会場	定員
令和3年1月29日(金)	くにびきメッセ3階 国際会議場 《松江市学園南1-2-1》	申込順 100名
説明時間 14:00~16:00	【説明内容】 ・パートタイム・有期雇用労働法 ・改正労働者派遣法 ・職場におけるパワーハラスメント防止対策 ・改正女性活躍推進法 ・子の看護休暇及び介護休暇の改正 ・労働基準監督署からのお知らせ	
対象者	事業主、人事労務担当者、労働者、事業主団体等	

申込方法：裏面の「参加申込書兼受付票」を島根労働局雇用環境・均等室あてFAXで

お申込みください。定員になり次第、申込みを締め切ります。

申し込み後、特に労働局から連絡がない場合は受付完了となります。

当日は、「参加申込書兼受付票」を御持参ください。

参加  
無料

### \*\*\*\*\* 新型コロナウイルス感染症防止対策に御理解をお願いします \*\*\*\*\*

1. 参加者は、各企業(法人)1名に限らせていただきます。
2. 発熱や風邪の症状がある方及び基礎疾患のある方など重症化するリスクが高い方の参加は、御遠慮ください。
3. 当日はマスクの着用をお願いします。
4. 新型コロナウイルス感染症の状況により突然中止する場合がございます。

### \*\*\*\*\* パートタイム・有期雇用労働法に関する説明会等について[無料] \*\*\*\*\*

- 本説明会の雇用環境・均等室の全説明事項は、「働き方改革関連法に関する説明会(松江市・浜田市・出雲市)」においても説明いたします。
- 厚生労働省開設の「パート・有期労働ポータルサイト」では、同一労働同一賃金や、パートタイム労働者・有期雇用労働者の待遇改善に向けたリモートのセミナーを御紹介しております。
- 労働局の委託を受け、島根働き方改革推進支援センターでは、専門家の派遣や説明会等を実施しております。

主催：島根労働局 雇用環境・均等室 FAX0852-31-1505 TEL0852-31-1161



# 参加申込書兼受付票

島根労働局雇用環境・均等室 御中

《申込先》FAX 0852-31-1505

FAXでお申し込みの上、当日、この参加申込書兼受付票を御持参ください。

企業・法人 (団体)名 *法人の場合は、施設名 ではなく、法人名の記入 をお願いします		
所在地・TEL	〒  TEL(            )            -	
参加者の 所属・役職名		氏 名

- ★参加者は、各企業(法人)1名に限らせていただきます。
- ★定員になり次第、申込みを締め切ります。申し込み後、特に労働局から連絡がない場合は受付完了となります。
- ★発熱や風邪の症状がある方及び基礎疾患のある方など重症化するリスクが高い方の参加は、御遠慮ください。
- ★当日はマスクを御持参いただき着用をお願いします。
- ★新型コロナウイルス感染症の状況により突然中止する場合は、参加者に対して労働局から御連絡いたします。

《問合せ先》

島根労働局 雇用環境・均等室

松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階

FAX0852-31-1505 TEL0852-31-1161